令和６年１月１５日

令和６年度災害応急対策活動等に関する基本協定募集要領における令和５年度からの主な変更点について

１．災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定募集要領

【変更１】中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更１該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（２）　中国地方整備局における令和５・６年度の「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木関係】　　：「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

【機械設備関係】　：「機械設備工事」

【電気通信設備関係】：「電気設備工事」又は「通信設備工事」

（５）　平成２０年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の工事又は点検整備の施工（履行）実績を有すること。

【土木関係】

鳥取河川国道事務所が発注した工事の施工実績を有すること。

【機械設備関係・電気通信設備関係】

中国地方整備局（各事務所等含む）が発注した対象設備の工事の施工実績又は点検整備の履行実績を有すること。

【変更１該当箇所(2)】

基本協定締結説明書

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

②令和５・６年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書２．(2)）

中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

２．災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定募集要領

【変更２】中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更２該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（２）　中国地方整備局における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木設計関係】：「土木関係建設コンサルタント業務」

【測量関係】　　：「測量業務」

【地質調査関係】：「地質調査業務」

（６）　平成２５年度以降において、鳥取河川国道事務所又は鳥取県が発注し完了した業務の実績があること。なお、「土木関係コンサルタント業務」を希望する者は土木関係コンサルタント業務の実績、「測量業務」を希望する者は測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する者は地質調査業務の実績があること。

（７）　基本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、複数の技術者を登録することも可能です。

①　基本協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【地質調査業務】を希望する者

ア）技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記に限る。

ａ）建設－土質及び基礎

ｂ）応用理学－地質

イ）技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記に限る。

ａ）土質及び基礎

ウ）技術士（応用理学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。選択科目は下記に限る。

ａ）地質

エ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質－業務：調査）に該当する資格を有する者。

オ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（地盤・地質）又は上級土木技術者（地盤・地質）又は１級土木技術者（地盤・地質））の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

カ）地質調査技士の資格を有し地質調査技士登録証を有する者。

【変更２該当箇所(2)】

基本協定締結説明書

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

②令和５・６年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書２．(2)）

中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

３．災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定募集要領

【変更３】中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争参加資格の認定に係る応募資格と申請書作成について、以下の赤字部分を変更しておりますので御注意下さい。

【変更３該当箇所(1)】

基本協定締結説明書

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（２）　中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（５）　平成２０年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した鳥取河川国道事務所発注の工事又は点検整備の施工（履行）実績があること。

【変更３該当箇所(2)】

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

②令和５・６年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書２．(2)）

中国地方整備局における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。